

▼注意点など

今回の申告により令和7年度住民税額が決定するには、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる方）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されい場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等（第一種郵便（封書）又は信書便）で提出することもできます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望します。

望される人は、名寄税務署へご連絡ください。
確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

下川町公式LINEからメニューを開くを押して、申請・申込から予約できます。

「下川町公式LINEによる予約が可能になりました。
下川町公式LINEからメニューを開くを押して、申請・申込から予約できます。

〒078-8507
旭川市宮前1条3丁目3番15号
旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター
旭川分室

●予約受付開始日
令和7年2月3日（月）

●予約可能期間
令和7年2月17日（月）
から令和7年3月14日（金）まで

■受付時間
午前9時から午後4時まで

■確定申告会場
名寄税務署 2階会議室
名寄市西1条北1丁目11番地

1日の受付時間を5つの時間帯で分けており、各時間帯1名のみの先着順となっていますので、了承ください。

■お問い合わせ
町民生活課税務係
☎4-2511103

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒098-1206
上川郡下川町幸町63番地
町民生活課税務係

さい。
べくお早めにお越しください。
駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

【「確定申告書等作成コナー」のご案内】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

【「確定申告書等作成コナー」の概要】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

確定申告会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。入場整理券は、申告会場前で配布しています。

詳しく述べては、国税庁ホームページ「名寄税務署」ををご確認ください。

【「確定申告書等作成コナー」の概要】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

確定申告書の作成は、とおり確定申告会場を開設します。

【「確定申告書等作成コナー」の概要】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

今回の申告に際し、

名寄税務署では、次とおり確定申告会場を開設します。
申告書の作成には時間がかかりますので、なる

べくお早めにお越しください。
駐車場が狭く、混雑が想定されますので、公共交通機関等をご利用ください。

【「確定申告書等作成コナー」の概要】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター
旭川分室

【「確定申告書等作成コナー」の概要】
感染防止の観点からも、申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」を是非、ご利用ください。

名寄税務署

01654-2-2157